

四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第29号

四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則（平成20年四日市市規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
区分	利用料金の上限額	区分	利用料金の上限額
プロジェクター	<u>1,100円</u> (1回一式)	プロジェクター	<u>1,080円</u> (1回一式)
テレビ（ビデオを含む。）	<u>330円</u> （1回一式）	テレビ（ビデオを含む。）	<u>320円</u> （1回一式）
拡声装置（本館・ホール）	<u>330円</u> （1回一式）	拡声装置（本館・ホール）	<u>320円</u> （1回一式）
ガス窯（陶芸室）	<u>440円</u> （1時間当たり）	ガス窯（陶芸室）	<u>430円</u> （1時間当たり）

第6号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第10条関係）

四日市市勤労者・市民交流センター利用料金承認申請書

年 月 日

四日市市長

住所 _____

(指定管理者) 団体名 _____ TEL _____

氏名 (代表者) _____

四日市市勤労者・市民交流センター条例第 6 条第 2 項の規定に基づき利用料金の額について承認を受けたく下記のとおり申請いたします。

1 基本利用料金

区分		基本利用料金の上限額（円）			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
本館	会議室				
	研修室				
	研修会議室				
	和室				
	ホール	スポーツに使用する場合			
その他					
東館	第 1 会議室				
	第 2 会議室				
	第 3 会議室				
	第 4 会議室				
	第 5 会議室				
	大会議室				

陶芸室				
-----	--	--	--	--

2 附属設備

区分	利用料金の上限額
プロジェクター	(1回一式)
テレビ(ビデオを含む)	(1回一式)
拡声装置(本館、ホール)	(1回一式)
ガス窯(陶芸室)	(1時間当たり)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則別表の規定は、平成31年10月1日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(商工農水部商工課)